

平成 3 0 年

上尾市議会 6 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 4 6 号	平成 3 0 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）……………別冊	
議案第 4 7 号	市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営 に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	1
議案第 4 8 号	上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて……………	2
議案第 4 9 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤 師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	1 7
議案第 5 0 号	上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	1 9
議案第 5 1 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について……………	2 2
議案第 5 2 号	上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について……………	2 3
議案第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 5
議案第 5 4 号	専決処分の承認を求めることについて……………	3 6
議案第 5 5 号	固定資産評価員の選任について……………	3 8
議案第 5 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	3 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて……………	4 0
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を 求めることについて……………	4 1

議案第 47 号

市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成30年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部
を改正する条例

市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19
年上尾市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
関する条例

第1条及び第2条中「市長」を「市議会の議員及び市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66
号）の施行の日（平成31年3月1日）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動
用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その
期日を告示される市議会の議員の選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法の改正を踏まえ、市議会の議員の選挙における選挙運動のた
めに使用するビラの作成に要する費用を市が負担する選挙公営制度を設け
たいので、この案を提出する。

議案第 48 号

上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市税条例等の一部を改正する条例
(上尾市税条例の一部改正)

第 1 条 上尾市税条例(昭和 30 年上尾市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第 1 項」を「、同項」に改め、同条第 6 項から第 8 項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第 47 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 47 条の 5 第 1 項」との次に「、「を徴収する」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)を徴収する」とを加える。

第 92 条第 2 項中「事務所が」を「事業所が」に改め、同条を第 92 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

(製造たばこの区分)

第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条第1項において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第92条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計

算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額

第 94 条に次の 4 項を加える。

- 7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第 95 条中「5, 262 円」を「5, 692 円」に改める。

第 96 条第 3 項中「第 92 条」を「第 92 条の 2」に改める。

第 97 条ただし書中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第 98 条第 1 項中「第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第 10 条の 2 中第 26 項を第 27 項とし、第 25 項の次に次の 1 項

を加える。

26 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得された法附則第15条第47項に規定する先端設備等に該当する同項に規定する機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第16条の3中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第16条の3中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成27年上尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「上尾市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「上尾市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中上尾市税条例第36条の2第1項の改正規定及び同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成31年1月1日

- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中上尾市税条例第94条第3項の改正規定及び附則第6条の規定 平成31年10月1日
- (4) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (6) 第5条の規定及び附則第11条の規定 平成34年10月1日
- (7) 第1条中上尾市税条例附則第10条の2の改正規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (8) 第1条中上尾市税条例附則第16条の3の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の上尾市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第4条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成27年上尾市条例第41号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第1条の規定による改正後の上尾市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小

売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成30年上尾市条例第 号。
------	-----------------	----------------------------------

		以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第4条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第4条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場

合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の上尾市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成30年上尾市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の	平成30年改正条

	申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	例附則第8条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数

を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の上尾市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成30年上尾市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。） 附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号） 別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項

第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
----------	--------------	--------------------

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第11条 附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、市たばこ税の税率を段階的に引き上げるほか、生産性向上特別措置法に基づき取得した償却資産に係る固定資産税について課税標準の特例割合を定めたいので、この案を提出する。

議案第 49 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「10 万 5, 130 円」を「10 万 5, 290 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 7, 110 円」を「5 万 7, 190 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2, 570 円」を「5 万 2, 650 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8, 560 円」を「2 万 8, 600 円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6, 130 円」を「6, 160 円」に、「7, 893 円」を「7, 923 円」に、「9, 520 円」を「9, 550 円」に、「10, 763 円」を「10, 788 円」に、「11, 620 円」を「11, 633 円」に、「12, 363 円」を「12, 375 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 170 円」を「5, 195 円」に、「6, 148 円」を「6, 175 円」に、「6, 838 円」を「6, 860 円」に、「7, 995 円」を「8, 013 円」に、「8, 888 円」を「8, 898 円」に、「9, 350 円」を「9, 360 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条の 2 第 2 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生

じた介護補償については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 50 号

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
- 附則第3条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 5 1 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年上尾市条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許
状を有する者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当
と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めた
いので、この案を提出する。

議案第 5 2 号

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 2 4 年上尾市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 3 項中「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している
者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。
以下「施行規則」という。）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型
居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限り。）」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 3 条第 1 項に規定する者」を「第 3 条第 1 項第 1 号に
掲げる者（施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課
程を修了した者に限り。）」に改める。

第 1 6 条中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下
「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 4 6 条第 1 項中「第 3 条第 1 項に規定する者」を「第 3 条第 1 項第 1 号
に掲げる者（施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修
課程を修了した者に限り。）」に改める。

第 1 9 0 条中「第 1 7 条の 1 0」を「第 1 7 条の 1 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 53 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第33条の5第3項中「第48条第7項及び第52条第2項」を「第48条第9項及び第52条第4項」に改める。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から

控除する。

第50条第4項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改める。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書

の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「、同条」を「、これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「平成26年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「平成24年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」に、「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する指定避難施設の用に供する家屋（指定避難施設避難用部分に限る。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に、「乗ずる同項に」を「乗ずる同号に」に改め、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第18項を同条第25項とし、同条第17項を同条第24項とし、同条第16項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同項を同条第23項とし、同条第15項を同条第22項とし、同条第14項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された

法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された法附則第15条第32項第2号イに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第10項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、「管理協定に係る同項に規定する」を削り、「乗ずる同項に」を「乗ずる同号に」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を

「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項各号」を「附則第12条第21項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当す

るかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条中「第16条の3」を「第16条の2」に改め、同条第6号及び第7号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成30年度又は平成31年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）」に、「平成27年改正法」を「平成30年改正法」に、「附則第18条第1項」を「附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平

成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 15 条の 2 第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 を削る。

附則第 16 条の 4 中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同条を附則第 16 条の 3 とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 16 条の 4 法附則第 15 条の 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 16 条の 5 の見出し及び同条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項及

び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第16条の6中「平成27年改正法附則第18条第1項」を「平成30年改正法附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第16条の7（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第16条の9第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）

第48条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定に

よる改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 4 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令第 1 2 5 号）が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 55 号

固定資産評価員の選任について

上尾市固定資産評価員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

平成 30 年 6 月 5 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

加藤 孝志

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価員坂井良昭から平成 30 年 6 月 30 日限りで固定資産評価員を辞職する旨の申出を受けたため、後任として行政経営部資産税課長の職にある加藤孝志を選任することについて同意を得たいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第56号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

上尾市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、
同意を求める。

平成30年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

伊 澤 愛 子

○○○○○○○○○○

提案理由

固定資産評価審査委員会委員伊澤愛子氏の任期は、平成30年7月6日
で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地
方税法第423条第3項の規定により、この案を提出する。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を
求める。

平成30年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

小川久雄

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員小川久雄氏の任期は、平成30年9月30日で満了となる
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委
員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を
求める。

平成30年6月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

村 田 眞 司

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員村田眞司氏の任期は、平成30年9月30日で満了となる
が、同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委
員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

